

# 高島市民病院まつり

へぜひお越しください

10月15日(土)

12時30分～16時(予定)

場所：高島市民病院 健診棟および駐車場  
(入場無料)

病院まつりにお越しの方は病院駐車場が無料になります

高島市民病院では、市民に身近な病院を目指し、地域との交流を図るため、今年も高島市民病院まつりを開催します。

## 健康講座

13時30分「大腸がん検診のススメ」  
内科 上野 哲先生

## 体験コーナー ※一部をご紹介します

- ☆ドクター&ナースになりきろう
  - ☆身体測定コーナー
  - ☆誰でもできるスポーツテスト
  - ☆健康川柳コーナー
  - ☆救急車、消防車の展示
- ※他にも各種相談コーナーや有料の模擬店もあります。

☎高島市民病院 病院まつり実行委員会  
☎(36) 0220 (代)

## 新任医師のご紹介 NEW!!

### 【内科医師】

おが 勇樹

4月から新たに内科医として着任されました。

**専門分野** 一般内科・消化器内科  
**経歴** 自治医科大学(栃木県)を卒業後、大津赤十字病院にて医師(初期研修医)として勤務、現在に至る。



皆様の悩みに寄り添えるような医療人を目指しております。病態としては消化器系に興味がありますが、なんでもオールマイティにこなしたいと考えています。よろしくお祈りします。

# 国保年金あらかると

## 国民年金の任意加入制度 ご存知ですか？



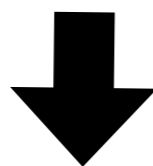
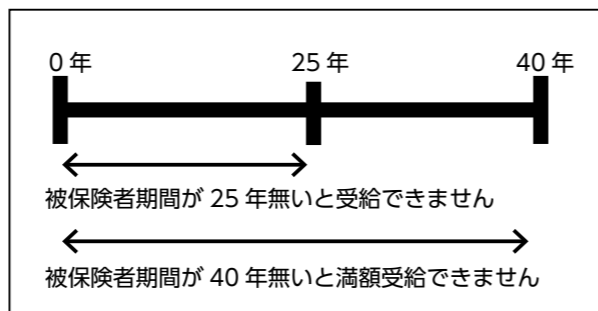
国民年金の被保険者期間が一定の基準を満たしていないと給付される年金【**老齢年金**】がもらえない場合があります。

### ▼老齢年金の受給資格は？

国民年金の被保険者期間が25年未満の場合には受給できません。  
(受給資格を満たしていないため)

### ▼老齢年金を満額もらうには？

20歳から60歳までの40年間保険料を納めないと満額もらうことはできません。



そこで...

### ▼任意加入制度があります！

受給資格が足りない場合や、保険料を40年間納付していない場合に、60歳以降も国民年金に加入して保険料を納めることができます。

- ・25年を満たしていない場合  
70歳になるまで任意加入することができます。  
※ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限ります。
- ・40年間に満たない場合  
65歳になるまで任意加入することができます。  
※詳細は下記へお問い合わせください。  
(保険料の納付は原則口座振替となります)

☎市役所保険年金課 ☎(25) 8137  
大津年金事務所 ☎077 (521) 1789



☎高島市働く女性の家  
(ゆめぱれっと高島)  
☎・FAX (22) 5775

☎人権施策課 ☎(25) 8524

働く女性の家(ゆめぱれっと高島)では、趣味やサークル活動などで施設を利用されている方が、たくさんおられます。ゆめぱれっと高島フェスタは、普段利用されている皆さんの活動やステージ発表をおして、新しい趣味や活動のつながり作り、仲間作りを目指して開催します。

▼日時 9月19日(月・祝) 10時～15時  
▼内容 イクメン・カジダン写真コンテスト、サークル活動発表、体験、展示、ゆめぱれっとフェスタ、大学生による男女共同参画についてのテーマでのフリートーク、バザー(不用品をご提供いただける方は左記までご連絡をお願いします)  
▼場所 高島市働く女性の家  
※ヨガ体験は予約が必要です。希望される方はお申し込みください。

## みんなが主役になれる場所 ゆめぱれっと高島フェスタ!

「新しい趣味を始めてみたい!」「どんな活動があるか知りたい!」「仲間作りをしたい!」「ゆめぱれっと高島ってどんなところ?」などにお答えします。  
今年で7回目となる「お祭り(フェスタ)」で待っています!



## 相談窓口から もはいい!ニッコリ

☆消費生活相談は【消費者ホットライン ☎188】へ音声ガイダンスが流れ郵便番号を入力すると、最寄りの相談窓口につながります。つながった時点から通話料金ががかかります。

## お宅の屋根が狙われています!

### 事例

「近所で工事をしているのであいさつに来ました」と業者が訪ねてきた。そして「お宅の屋根瓦が浮いていますよ。無料で点検できます」というのでお願いした。点検後に「かなり傷んでいます。すぐに修理しないと大変なことになります」と言われ、高額な契約をしてしまった。解約できるか。

### 注意点

- 見ず知らずの業者の訪問には気をつけましょう。
- 安心感を与えるために、偶然を装って訪問してくることがあります。
- 「瓦が浮いている」などの説明が事実でない場合もあります。

### ひとこと助言

- その日その場で契約せず、家族や身近な人に相談しましょう。
- 工事を勧められたら、自宅を建てた業者などなるべく複数の業者から見積りを取りましょう。
- 契約してしまった場合でも、訪問販売の場合は契約書を受け取った日から8日以内ならクーリング・オフ(契約解除)ができます。

親子消費生活講座へ多数参加いただきありがとうございました。



☎生活相談課(消費生活センター)  
☎(25) 8125